

## 看板設置細則

1. 看板等の設置につきましては、法令に従って設置されるようお願いいたします。
2. 当会の管理するアーケード、街路灯などに看板を設置する場合、ご連絡を下さい。
3. 当会施設のメンテナンスと、当会の電源より取っている場合など鑑み、負担金をいただきます。
4. 標準的な金額は、1広告、一月、総会にて決定された金額とします。
5. 大きさや使用電源量などを鑑み、相談の上、標準的な料金から上下させていただきます。
6. 負担金をお支払いいただけない場合は、撤去をお願いします。

### <標準的なサイズ>

最低地上高： 2. 5m ……これより低い場合は、撤去をお願いします。

幅： 2. 7m以下（もしくは、歩道の幅以内）

高さ： 70cm

奥行き： 40cm

# 幅が半分程度の場合、半額程度

# 高さや奥行きが超える場合、割り増し。

# 当会の電源を使い、消費電力の大きなものは、増額。

# 令和3年6月年次総会にて発効

# 負担金は、1000円(R0306～)